別紙２

公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団 令和２(2020) 年度「日本人大学生留学奨学金」について

公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団が、福岡都市圏での就職・創業を強く希望し、海外留学をする日本人学生を対象に、「日本人大学生留学奨学金」奨学生を募集しています。

＜募集概要＞

【応募要件】

次の各号のすべてに該当する者。

(1) 日本国籍を有すること。

(2) 福岡市内の大学に在籍する正規の学部生で福岡都市圏の地場企業での就職を強く希望すること、または福岡市内の大学に在籍する正規の学部生または修士課程の学生で福岡都市圏での創業を強く希望すること。

(3) 令和３年度中におおむね 28 日（4 週間）以上１年程度の期間で海外留学に出発すること。ただし、半年（1 学期）に満たない短期留学については、その内容にスタートアップイベントまたはスタートアップ企業の視察等を含むものに限る。

(4) 奨学生福岡定着事業（財団「募集案内」3 頁目＜奨学金応募から卒業後までの流れ＞参照）に参加すること。

(5) 原則として、留学から帰国後、市内大学に戻り学業を継続すること。

(6) 令和３年４月１日現在の年齢が 30 歳以下であること。

【対象となる留学】

①交換／協定留学（大学間の協定等に基づき行うもの・留学中の休学<u>不可</u>）

→本学では次の留学が該当します。

・<u>大学間交換留学</u>

・<u>部局間交換留学</u>

・<u>短期プログラムによる留学</u>

※参加する短期プログラムが対象となるかは、留学期間・内容によりますので、当該短期プログラム担当部署を通して財団に確認してください。

②認定留学（留学先で取得した単位が認められるもの・留学中の休学<u>不可</u>）

→本学では該当する留学はありません。

※本学を休学して留学する場合は、次の「③教授推薦による留学」に該当します。

③教授推薦による留学（①②以外の留学で教授<u>（指導教員）</u>の推薦により行うもの、ただし福岡都市圏での創業を目的とした留学に限る（申込時点で創業している者は対象外）・申込時点で福岡市内大学に在籍していれば留学中の休学<u>可</u>）

※①～③の留学は、いずれも単位互換を必ずしも必要としません。ただし、①以外の留学では、帰国後に留学中の履修状況に関する証明書の提出が必要となります（履修の証明ができない留学は対象外）。

【採用人数】5～10 名程度

【支援内容】
本奨学金は、「貸与型奨学金（無利子）」ですが、条件を満たすと返還が免除されます。留学先及び留学期間によって、貸与（無利子）する奨学金の金額が異なります。
○欧米、オセアニア、シンガポール：120 万円（1 年）、60 万円（半年）、30 万円（短期）
○中国、韓国、東南アジア等：60 万円（1 年）、30 万円（半年）、15 万円（短期）

【返還免除要件】
本奨学金は「貸与型奨学金」ですが、以下の条件を満たした場合は、返還が免除されます。
①福岡都市圏で創業、または福岡の地場企業（福岡都市圏に本社を持つ企業）へ就職し、創業および就職の期間が通算 36 か月に達した場合。

②福岡都市圏外で創業または福岡の地場企業以外へ就職後、福岡都市圏に戻り創業または福岡の地場企業へ転職し、福岡都市圏での創業および就職の期間が通算 36 か月に達した場合。（ただし、福岡都市圏外での創業・福岡の地場企業以外への就職期間は返還免除とならない）。

※「福岡の地場企業（福岡都市圏に本社を持つ企業）」への就職に加えて、「企業以外の福岡都市圏に本部を置く団体で、特に財団が認める場合」への就職についても返還が免除されます（例：「福岡市役所」、「国立大学法人」）。詳細は採用後に財団に確認してください。

＜応募について＞
【提出書類】
(1) 願書（様式 1 に直筆で記入、写真貼付）
(2) 小論文（様式自由。「帰国後に福岡で実現したいこと」をテーマに、その実現のために留学の成果をどのように活かすことができるのかについても含め 1,000 字程度で作成すること）
(3) 在学証明書
(4) 推薦書（様式 2-2、「教授推薦による留学」の場合のみ）

【応募方法】
「提出書類」を期日までに次の各窓口に提出してください。
○大学間交換留学
・提出（問合せ）先：国際部留学課（ryugaku@jimu.kyushu-u.ac.jp）
・締　　切：**令和 3 年 5 月 20 日（木）**
○部局間交換留学及び協定校以外への留学
・提出（問合せ）先：各学部・学府学生担当係
・締　　切：**各学生担当係に確認してください。**
○短期プログラムによる留学
・提出（問合せ）先：各短期プログラム担当部署
・締　　切：**各短期プログラム担当部署に確認してください。**

※「③教授推薦による留学」は、推薦者の**指導教員**を通して財団に申請してください。また、応募要件等の問い合わせについても推薦者を通して財団に直接行ってください。